

**決算審査特別委員会会議録**  
**(一般会計)**

**(平成 26 年 10 月 23 日)**  
**〔第 3 日〕**

## 審査内容

議案第 55 号 平成 25 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書.....	3
総括質疑.....	15

# 出席者

## 【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	末次 利男	委 員	坂口 久信
委 員	川下 武則	委 員	牟田 則雄
委 員	江口 孝二	委 員	田川 浩
監 査 委 員	平古場公子	事 務 局 長	岡 靖則
書 記	福田 嘉彦		

## 【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	毎原 哲也
会 計 課 長	高田 由夫	財 政 課 長	川崎 義秋
企 画 商 工 課 長	桑原 達彦	建 設 課 長	土井 秀文
農 林 水 産 課	新宮善一郎	税 務 課 長	大串 君義
町 民 福 祉 課 長	松本 太	健 康 増 進 課 長	田中 久秋
環 境 水 道 課 長	藤木 修	学校教育課長兼社会教育課長	野口 士郎
学校教育課学校教育係長	西村 正史	給食センター係長	塚口 重敏
税務課課税係長	中川 博文	税務課収納係長	安西 勉
総務課庶務人事係長	西村 芳幸	財政課財政係長	津岡 徳康
健康増進課健康づくり係長	山崎 清美	町民福祉課福祉係長	田中 照海
町民福祉課戸籍年金係長	森川 陽子	財政課管財係員	小柳裕一郎
企画商工課企画情報係長	毎熊 賢治	企画商工課商工観光課係長	中溝 忠則
建設課建設係長	浦川 豊喜	建設課漁港係長	川崎 和久

以上 39 名

## 午前9時29分 再開

### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

きょうは報告をしときます。久保委員と監査委員の木塚さんが欠席届が出ておりますのでよろしく願いいたします。座って進めさせていただきます。

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。昨日に引き続き会議を再開いたします。只今から審査に入ります。第2日目に歳出の審査が終わりましたので、只今から歳入と財産に関する調書に入る前に決算書の財産に関する調書の訂正がありますので執行部の説明を求めます。

### ○財政課長（川崎義秋君）

すいません、決算書に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。297ページをお願いします。297ページです。下から7行目の乗合自動車のところで当年度中の増減が、増1、減1となつとりますのが、増がありませんでしたので、増の1を消してもらって、右側の当年度末現在高3を2に訂正をお願いいたします。下から7行目の乗合自動車の増の1を消してもらって、現在高の3を2に訂正をお願いいたします。それに伴いまして、一番下の小計ですけど、当年度中の増6を5に、そして右側の現在高80を79に訂正をお願いいたします。次のページをお願いします。一番下の合計のところですが、当年度中の増の9を8に、現在高の248を247に訂正をお願いいたします。すいませんでした。今後このようなことがないように注意致しますのでよろしく願いいたします。以上です。

## 歳入（全般）、財産調書

### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは、ただいまから歳入と財産に関する調書に入ります。

決算書の15ページから58ページまで。及び293ページから300ページまで。行政実績報告書では19ページから29ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、時間の関係上簡潔をお願いいたします。

### ○税務課長（大串君義君）

《歳入の行政実績の概要説明》

### ○財政課長（川崎義秋君）

《歳入の行政実績の概要説明》

《財産に関する調書の行政実績の概要説明》

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑お願いいたします。

質疑の方ございませんか。

**○田川委員**

報告書 22 ページになります。使用料及び手数料というところの（1）の使用料の上から 2 つ目ですね。道路占用料ということで 144 万円ほどあがっておりますけど、昨年まで 220 万円ぐらいあがったと思いますけど、ここで減額になった理由を教えてくださいいいですか。22 ページです、報告書の。大体、去年まではずっと 220 万円ぐらいだったと思うんですけど、ことし急に減っているもんでその理由ですね。

**○財政課長（川崎義秋君）**

道路占用料の改正を行って金額が下がったものと思っております。

**○田川委員**

そしたらその使用料の 3 つ下になりますけど、公民館使用料でありますね、50 万円ほど、公民館で色々な町民の方々が借りていろんなことをなさっていると思うんですけど、いい機会ですので、この料金を払っていらっしゃるいろんな団体あると思うんですけど、定期的はどういった方々が使用されているのか、わかる範囲でいいですから、分かりましたら。

**○社会教育課長（野口士郎君）**

申し上げます。公民館の使用につきましては、文化連盟関係に所属された、例えば大正琴とかいろいろそういった活動をされている団体がございます。そういった定期的な利用に基づいて使用料を徴収していると。あとは P T A とかそういった各種団体が会議を持ちたいとかいうような利用の総括的に 50 万 5,000 円と全体で使用料を頂いているというようなことがございます。以上です。

**○田川委員**

基本的には文化連盟に所属されている、私を知っているのは例えば大正琴ですとか、私、大正琴しかわからなかったんで、他にどういった方々が利用されているのかなあと思いましたですね、ちょっとお聞きしたんですけど。

**○社会教育課長（野口士郎君）**

ちょっと補足致します。書道とか絵画とかいろいろそういった団体がございます、ちょっとすいません、すべての団体の、手持ちに資料ございませんけど、そういった文化連盟の下部組織みたいな定期的な活動をされているというような状況でございます。

**○田川委員**

そうしましたらですね、そういう方々はもちろん大丈夫だと思いますけど、公民館のここ

あがっている金額は払ってもらっている金額ですよ。もちろん。公民館自体の使用料を未納というところはないんですか。大丈夫ですか、そこらへん。

**○社会教育課長（野口士郎君）**

お答えします。毎月、毎月ですね利用の都度にそういった調定ていいますか、請求をしまして、その月に都合で来れないという時には2カ月分とかいうようなことできちっと完納をさせていただいております。はい、間違いございません。

**○牟田委員**

決算書の26ページの住宅使用料のところですね、前年度からこの使用料が130万円マイナスになっとなつとはこれは理由は何ですか。

**○建設課長（土井秀文君）**

お答えします。使用料につきましては、その年度分の滞納等もございまして、その分で増加しておる状況でございます。

**○牟田委員**

前年度とすつぎ、130万円減つとつとばい。そいけんその町営住宅使用料。

**○建設課長（土井秀文君）**

お答えします。減の分については滞納者の方がおられましたけれども、その方々の徴収による未納分を納めてもらった分の減と考えております。

平成24年度に瀬戸住宅の方に数か月間入られておまして、その分が平成25年度では出られましたので、収入に反映してないためにその分が減しているような状況でございます。

**○田川委員**

資料のほうの未収金の法人住民税のところですね。法人住民税のところ平成20年度分からずっとですよ、まずですよ、これですよ、ずっと平成20年度から1、2、2と件数ありますよね。件数のほうですよ。この件数なんですけど、これは全部違う法人なのか、それとも同じ法人がずっと何年も渡っているのか、これはどっちなのでしょう。

**○税務課長（大串君義君）**

お答えいたします。平成20年度から平成25年度までの法人は4法人で未納がっております。

**○田川委員**

昨年度の資料を見ますと、平成13年度分から載ってますけど、平成16年度までですね、今回載っていないということは不納欠損で処理したということですか。

**○税務課長（大串君義君）**

その通りでございます。

**○田川委員**

そしたら、これずっと1つはありますよね。これは今後どうされるつもりなんですか。

**○税務課長（大串君義君）**

平成20年度から1法人が平成20年度、21年度、22年度、23年度ということで、4年に渡って1法人は続けて未納があつとるということで、内容的には潜水工事等の業者でございますけども、まあ仕事がなかったということで不振が続いたということで未納になっているということでございますけども、また、最近ですな来庁されて納税相談を行ったところですね、若干、仕事が増えてきたということで事業も再開するとういようなことでございましたので、今後、事業の展開によっては税の収納が見込めるんじゃないか、だろうかというようなことで考えております。以上です。

**○牟田委員**

全般、未収金のことでどれにも当てはまると思うんですが、特に軽自動車税何か、ずっと見とって未収金のあるのは同じ人が何年か未納ていうのが、この中に固定資産税にしる、軽自動車税にしる、どういう件がありますか。

**○税務課長（大串君義君）**

数字的なものとかいうのは把握できておりませんが、大体、考えるには同じ人が未納はされる傾向は強いというようなことと、軽自動車税だけじゃなくてですねほかの全般的な徴収についても未納されているというような状況ではないだろうかというふうに考えております。

**○牟田委員**

法的なところまでは私も調べていないんですが、例えば水道料なんかね、何年か未納をしたら、きのうの話で水道を止めるとかそういうあれがあるわけ。特に固定資産税なんかはそういうやりようはあんまりないばってん、この軽自動車なんかは何年でもダブって未納の人は自動車を止めるとかなんとか、そういうなんか法的手続きは取るようなものはないわけですか。税金払わじ乗ってよかなら。

**○税務課収納係長（安西 勉君）**

お答えいたします。軽自動車税につきましては車検がある分については納税がされないとか車検ができなくて乗れない状況になっております。それで、車検の時に払っていただいているケースもありますが、車検がないというふうな状況と車検がいないバイクとかですね、ていうものについて未納になっているケース等が個々ありますので、そういうものについては本人と折衝しながら納税を推進しているところでございます。また、預貯金等の差し押さえ等も実施しておるところでございますが、滞納者につきましてはなかなか財産等見つからない部分がありまして滞納が残っている状況でございます。

**○牟田委員**

そしたら、軽自動車についての未納がもし、あれなら車体そのものが無くなるか、これ

は税金を納めなかった場合は車検はできんで乗っとらん。原則、そしたら、バイクのほう  
が主に未収が重なっているということですか、今の話では。

**○税務課収納係長（安西 勉君）**

実際残っている案件につきましては、バイクは税額が少ないという観点から納税に結び  
ついております。ただ、ほかの軽自動車で車検がある分についてですね、前の分を収めな  
くて廃車をして、どっかにいってるとかいう案件で残っている案件が多いです。という状  
況になっております。以上です。

**○牟田委員**

そしたら、税金を納めんで現実に乗ってさるきよるとい案件はもうないと考えてもい  
いわけですね。

**○税務課収納係長（安西 勉君）**

お答えいたします。車検をしてない分に乗ってる分については警察等の処分対象になっ  
ておりますので、警察の取り締まり等でひっかってくるかと思っておりますので、それは絶対な  
い、車検している分については乗っておられないと思っております。

**○議長（末次利男君）**

行政実績報告書の 29 ページで町債について、自主財源の乏しい町にとりましてはこの起  
債というのが非常に重要な歳入になるというふうに思いますし、まさにこの事業運用によ  
って最小の経費で最大の効果が出るのであると思いますが、昨年初めてだったと私は思っ  
ておりますけれども、緊急防災・減災事業債というのが、この中学校の屋内運動場あたり  
に利用されたということですが、この起債の交付税措置率を見ても、元々過疎債で  
対応することに計画をされとったわけですが、その後、緊急防災減災に半分近くを  
切り替えるというお話がありました。この措置率をみましても過疎債が 70 ですね、しかし  
ながらその 77.3、緊急防災事業につきましてはですね。非常に措置率が高いというふう  
に思いますので、これは辺地債から次に来る事業であります。それでこの例えば緊急防災、  
これはもう震災後の対応だろうというふうに思いますけれども、この起債対象事業とい  
うのは、もちろん制限があるとは思いますが、ほかの例えば橋がもう老朽化している  
というそういったところにもこの起債事業は借りれるのかどうか。この対象事業とい  
うのはどういう、枠はどのような枠があるのかですね。お尋ねします。

**○財政課長（川崎義秋君）**

先程言われましたように、緊急防災・減災事業債については橋のそういうのも多分対象  
になると思います。先程、交付税措置率を 70 くらいと言われましたけれども（「77.3 で書  
いてあるよ、措置率は」と呼ぶ者あり）どこですかね。（「8 ページに書いてあったいね、  
その内訳ば」と呼ぶ者あり）私が 70 でことで理解しております、ここに 77.3 という  
ふうにありますので、ちょっとそこ調べさせてもらってよろしいでしょうか。平成 25 年度の

緊急防災・減災事業債はご指摘のとおり全て過疎債で対応するようにはしていましたが、過疎債の枠がもうないということで県との起債協議において県の方から過疎債からこっちの緊急防災・減災事業債に切り替えてくれというような依頼があつて行っております。基本としては過疎債で、できるものは過疎債で対応したいというふうには思っております。

**○議長（末次利男君）**

この数字を見る限り、やっぱりこっちが有利ですよ。もちろん対象事業があればのことですよ。制限されれば別ですけども。これはもちろん2年据え置き10年償還と。これは両立てで借ってありますですね。この縁故債についてお尋ねしますけれども、これは3年据え置き25年の償還ということになっておりますが、これの利率を見ても2%で佐賀西と。ここの佐賀西に特定された理由というのはどうですか。これは最近個人に貸し出すのも2%以下ですよ。しかしこれは高利で借りておられる。その件についてはどういう選択肢の中で佐賀西の2.0%になったのか。

**○財政課長（川崎義秋君）**

縁故債ですね、銀行等引受債ですけども、これにつきましては県の方と協議によりまして、これも銀行等引受債でお願いいたしますということでありました。それで、県内に本店を有する金融機関ということで、佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀県農業協同組合、佐賀県信用漁業協同組合連合会、それと佐賀西、この5社に見積もりを依頼しました。25年償還で利率の見積りなんですけど、それで、一番低かったところが佐賀西さんで2.0%ということで決定しております。ちなみに1社は辞退、2番目に低かったところが2.35%ということでもあります。1地番低かった佐賀西さんに決定を致しております。

先程の措置率の件ですが緊急防災・減災事業債の補助事業と単独事業で措置率が分かれておりまして補助事業は80パーセント、単独事業が70パーセントということでありますので、これをちょっと両方該当いたしておりますので、平均して77.3%ということになります。申しわけありません。

**○議長（末次利男君）**

この町の財政運営にはですね、寄与していると思っておりますけども、臨時財政対策債について質問いたしますけれども、3年据え置き20年償還という形になってこりゃおそらく100パーセントの交付税措置率だと思っておりますが、ここは単年度の償還額が3年後の交付税に上乗せして措置されるわけですか。交付税、交付税に、どうなっているんですか。3年据え置きで20年というふうになっておりますけども、3年後の交付税に反映されるということですか。償還額については。

**○財政課長（川崎義秋君）**

据え置き期間につきましても利子の分の償還がありますのでその分は発生していると思っております。で、元金の償還は4年目からとなりますのでそこではもう元金と利子とい

うふうになってくると。

**○議長（末次利男君）**

まあ利率はねしれたもん0.6パーセントですから、まあ、いくらかでしょうけれども、ここがですね町の事業をしていく上では一番大事な分野、町債自体は大きくあいしておりますので、最近ではですね去年の交付税措置額では4.4下がってるんですけども、今、景気対策でですね、この地域の元気交付金やら社会資本整備交付金あたりがですね、どんどん出ておりますので非常に財政的には裕福と言えお言葉が悪いかもしれませんが、それで助かっているという状況にありますけれども、将来的にこの緊急防災・減災がですね、採択要件をよく見ながらですね緊急性をする橋梁の改修とかは是非これを活用すれば非常に将来的にはですね楽になっていくんじゃないかなというふうに思いますのでことで行財政運営の方をよろしくお願いしたいと思います。

**○坂口委員**

29ページのこのジュースボックス使用料でなことで体育施設、32万円上がっておりますけれども、太良町の町が設置してるボックスあたりは全体的に何基あるんですかね。

**○社会教育課長（野口士郎君）**

お答えします。体育施設で設置しているのがB&G体育館に2台、プールに1台、野球場に1台、でB&Gの健康広場のところに1台の5台でございます。体育施設については5台です。（「体育施設はね。他は」と呼ぶ者あり）

**○総務課長（毎原哲也君）**

庁舎内に1台あります。と、外の方に防災用のジュースボックスが1台ございます。

**○坂口委員**

支所とかああいうところには置いてないのでしょうか。いろんな町がもってる公共施設あたりはなかとかな

**○社会教育課長（野口士郎君）**

ちょっと追加です。補足です。B&Gの海洋センターの艇庫に夏場の時期だけ限定で3か月ほど置いております。今の時期はもう撤去しております。そういった設置もございません。

**○坂口委員**

これもですね、チリも積もれば山となるじゃないけれども、そういう町がですね、そういうすればいくらかでも足しになるとじゃなかなかなて今、特に夏あたりはほとんど若い人たちはジュース飲んだりなんかしよるけんですよ。他のそういう支所とかおいてなればですよ、そういうところにもなんか入れれば年間1万円か2万円かよう知りませんが、足しにはなると思いますけれどもそのへんについてはどうのお考えなのか。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。なかなか難しいところで大体3万円とかです、4万円、1つからそれくらい年間いただけるかと、幅がけっこう広いと思うんですけど。使用料がものすごく多いところは結構多くなりますし、利用者が少ないところは少ないというあたり前の話なんですけどそいで支所につけた方がいいのかどうなのかというのですねちょっと検討が必要かなという、つけて電気代もありますのでですね、そこらへんよりも少なかったり利用がですね、いろいろあつたりすると業者のいわゆる庁舎、町の土地を作っているそこなんていうんですかね、固定産の分ですね使用料というのも若干でてきはするんですけどもちょっと検討を要すると思います。町の収入が上がる場所につけるといのはあたりまえの考えだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

### ○坂口委員

基本的に教育関係とかそういうところには非常につけにくい部分もあつとかなと父兄さんたち結構きたいなんかするけんが、敷地内にした方がいいのかどうか、教育的にどうかというのには私も分かりませんが、結構あの例えば体育館利用したりだとかいろんなこう利用をされている各学校の施設ですね、施設ていうか借りたいなんかしながらされておりますけども、そういうところには、教育的なものもあるでしょうけれどもそういうのを含めてですね、学校関係は非常にむづかしい部分もあるかな私自身も考えるとですけどもそういうところにはどういう考えを持たれておるのか。

### ○学校教育課長（野口士郎君）

学校現場についてはですね、基本的には現在考えておりませんが、地域の商店とかそのからみに自動販売機とかもございまして、そういった商売の関係とかですね、いろんな兼ね合いも出てくると思いますのでそのへんは今、おっしゃった坂口議員の各施設そういった分は担当課としてそういった適切な対応なのか検討をさせていただいてですね、対応していきたいと現状ではなかなか難しいと思っております。

### ○川下委員

27ページです。基金の残高なんですけども、町長がですよ、町長になってからずっと10億くらいずっと増えてきよつとばつてんですよ、基金残高の。非常によかことと思つとばつてんが、町のですよ、活性化のためにいくらかでもこいを切り崩してじゃなかつてんが、できれば地域の活性化にですよ、いくらでもこうもうちょっとこう使つたらどがんかなと思うとばつてんがそこらへんは町長どういのお考えですか。

### ○町長（岩島正昭君）

基金ていうのは最悪の時の試金石としてやっぱいもつとかないかんては原則ですからですね、いくらかたくわえも必要と思います。最終的には、皆さんたちから議会等々で何とか不景気な世の中で基金等で利用できないかというふうな要望等々もあつておりますから

ね、今度12月の議会でいくらか崩させていただいて、ある程度考えは持っておりますからそこだけちょっと待ってください。最低必要な基金はぜったいこりゃ世の中どうなるかわかりませんからね、必要ですから、うちのそれくらいまでは確保しとかないかんていうとは担当課長等々で協議をしながらそのオーバー分については取り崩して皆さんたちにお諮りをしたいと思っております。

#### ○坂口委員

それに関連してですけども町長今、言われるようにですね、最低限の基金は必要と思います。そりゃもう絶対必要な部分もあろうかと思えます。しかし、非常に景気も低迷したいなんかした中ですね、1次産業も悪か何も悪かていう状況の中でやはり積み立ては積立として、やはりその中の一部は毎年ちょっと言えば、基金を積むなじゃなくしてですね、基金はいくらぐらい積んであまりの部分の基金はこいはもうやっぱい町のいろんな部分に還元して、そしてやっぱい雇用にせろ何にせろ少しはですね、地域のためていうか後は建設業にせろなんにせろですけども、色んなとこに使こうて、やはり少し元気づけるところは我々はよかじゃなかなと非常に前もどんどんどんどん貯めた部分があります。そして、いっぺんに使われたいなんかした部分もあるけんですよ。そういうことならば徐々に毎年例えば1億なら1億ですね、積んで、取り崩しなりその基金の中からですよ。基金は基金として貯めてそんくらいずつの経済効果をもたらすようにしていただくことが、最終的には町の活性化になつとじゃなかなかと思うわけですね。そのへんについては今、川下議員も言いよっですけども、是非そのへんの頭をやっぱい常にこのくらいは毎年していくんだていうような町長の姿勢をですね、やっぱい見せてもらいたかなと思えますけれども。

#### ○町長（岩島正昭君）

今、答弁いたしましたとおりに、12月で議員の皆さんたちにご報告したいと議会の中でね、と思っております。

#### ○議長（末次利男君）

どこで質問していいのちちょっと迷っておりましたけれども、基金の運用、決算書では一番最後300ページなりますけれども、本来、出資をした形で昨年ですね、……にはあっておりましたけれども、19団体に町が出資しておりますですね、そしてそこが運用されているという状況、例えばその太良町畜産振興会ですかね、そういった主な出資団体ちょっと教えていただけますか。なかなか隠れ財産ていうかね町が出資している。ああいう団体に出資しとっでしょう。こと細やかに19団体に出資されとるのですよ。（「295ページ」と呼ぶ者あり）いんにゃ、いんにゃ、そいけんどこで言えばよかわからん。のっとらんとさ、ことしは去年はのっととでけどね。出資額ですよ。出資団体と出資額。藤津ケーブルも一種の出資団体ですたいね、確かに。

#### ○財政課長（川崎義秋君）

この 295 ページの区分のところのところの出資金がそれぞれの出資団体に右側の現在高でいうのが出資額ということこれじゃんなくてですか。

○議長（末次利男君）

太良町畜産振興会というのどこに分類できますか。町の出資団体ですよ。こいも。名称は私も定かじゃなかですけどいわゆる精液のストック事業ですよ。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

太良町和牛振興会という組織がございます。太良町和牛改良組合とですね町が一部金額を出して積み立てた金を運用しながらですね、和牛のたね、優良たねの購入に充てているという状況があります。

○議長（末次利男君）

そういうことでしょうけども、事業総額はいくらで太良町の出資額はいくらで、その運用状況はそうなのかこのへん分かりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

確実なことは覚えておりませんが、太良町がですね3年間で260万円出して、和牛振興会が140万円ぐらい出して、全体で400万円前後の額ではなかったかなと思います。それをですね、精子を買ってきて、手数料を取ってそいで運用をしておりますので、額としてはあんまり減らないというような状況です。精子の購入費用の他ですね、窒素の購入費、冷凍ていうか低温でですね、保管をしますんで、窒素の購入費が若干かかるとという状況でございます。

○議長（末次利男君）

平成25年度の現金と運用精液、いわゆる現物ですね、現物の金額とあと本数は分かりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

資料をちょっと持ってきておりません。

○議長（末次利男君）

じゃあよかです。この件についてはですね、やっぱいあの苦勞されて、非常に今、苦勞されて正規な軌道ていうぎにやおかしかですけども、順調に今、やってきてもらっているというふうに思いますけれども、ここはやっぱい監査委員のですね、監査ばして目の届くようなやっぱあの透明性を高めるやり方をせんと非常に難しいというふうに思いますのでですね、そのへんは町長どぎゃん思うですか。

○町長（岩島正昭君）

今、議長おっしゃるとおりで、今までは監査もなんもその出資金を出しとるとにしとらんやったわけですね、で監査委員は農協の支所に支所長の大鋸、名前言うて失礼ですけども、大鋸さんでして印鑑だけもらいよったていうふうなことで、内部はもう多頭農家がほ

とんどで、小規模農家については畜産農家についてはあんまい種のいきよらんていう状況やったもんですから。だからこれは個人の注文をとって、とにかく多頭農家は後回して少数の頭数のとで優先的にやれというふうなことで、今、そういうふうな指導をし、監査を受けるようにしています。それともう1つは私が、疑問に思ったのは、こういう役所が種を当直室置いとったですね、保管しとるわけですよ。で、畜産課の係も担当も何もその畜産係でその宮崎県の小林市とかなんとかあそこらへんは確かに分かりますけどね、あその分についてはもう畜産学校出て、獣医の免許をとりそういうふうな方がもうまっすぐ入ってから定年までというふうなことで、そういうふうなことはなくもう役場はあくまで経営指導ですもん、後は農協ですよ。だからそこんたいはいろいろこう反発等々がありましたけれども、何とか農協に保管してもらって、ただ畜産農家が私どもが農協の方に保管、大町の方に保管するにあたっては、そりゃあたりまえ町がこうたとばやっとかにやていうふうなことで他のとこにちまらずとじゃなかろうかていうふうなもろもろのあったけんですね、そいの分については別途でびしゃっと台帳作って絶対太良町に優先でやりなさいていうふうなことで農協等にも確認をとってやっております。だから今までが議員おっしゃるとおりに、監査を受けとらんていうのが、一大事ですよ。今回からはもう監査も受けていただくようなそういうふうな指導もやっております。もう1つはこのついでですけれどもね、道の駅とか今度しおまねきができたっですけれども、そのうちは出資は町が建物出資しとるもんだからその監査も向こうは税理士に受けとって言いよるですけどもね、そいも監査委員ておいでになるから、そいも監査を受けてもらうようにと、昨年から受けてもらうごと言いよったですけど、監査委員さんがなんか何かできんやっただていうことでしたので、今後もそこら付近ば受けてもらうようお願いをして。

#### ○議長（末次利男君）

この、畜産経営を大きく左右するといっても過言じゃなかこのストック事業なんですよ。そいをやっぱり畜産農家の方々がですね、やっぱいあの平等にその恩恵を受けて畜産振興に資するということが大きな目的なんですから、特定の人とその利益をこうむってみたいしてはいけないてことですね、そのへんについては、例えば今あのはっきりと三者合意の中でこりゃはじまっとんですよ、最初は農協と組合員と町で、しかしもう農協は撤退しとるわけですよ、途中で、合併のときですね。そいけん2者で今のところ合同出資という形になっとるわけですので、このへんが非常に曖昧ですのでですね、このへんは町と分けてですね、運用はしていいと思いますよ。そいで町の方は現金がこれで、精液をこうたということがですね経理上はやるべきですよ。そういったことでやっぱいよそのとはこっちが監査するわけいかんけんですね。そいいうことですね、そこんたいを透明性を高めてやっぱい最大限の運用をしていただければ、こりゃもうかならずや畜産振興になると確信をしとるわけですのでですね、是非ともそのへんを含めて今後検討していただきたいなど

いうふうに思います。

**○町長（岩島正昭君）**

今、おっしゃるとおりにそういうふうな長年会長があるひとがずっと長くやっていたて種とかなんとかもワンマンになっとなつたていうような状況でことし新会長が和牛改良組合の会長がまた交代なさったから今回はびしゃっと思つて行くと思つてます。そこら付近は性格上その方はピシヤピシヤつてするほうですからね、だからそつこんたいはもう話し合いをしをらしていきたいと思つてます。

**○牟田委員**

決算書の26ページですね、法定外公共物の使用料というところで、これだけの金額が41万8,107円ですが、きのう、歳出のところ町が払っている電柱の使用料が1,133本で131万9,415円支払っているということの説明があつていたんですけども、この法定外公共物の占用料、これは箇所は何か所か、また、こりゃ面積でいつているのか1か所でいつているのか、そこんところお伺いします。

**○建設課長（土井秀文君）**

はい。お答えします。箇所数まではちょっと把握しておりませんが、電柱等では128件程度を法定外占用物として徴収しております。箇所については詳細な資料を持っておりませんので。

**○牟田委員**

きのう、太良町がはらっているね、電柱の使用料が合計何本かという九電にいくつていうとばここに書いとるばつてん。その合計が1,133本になつたとですよ。町は電柱使用料として払っている分が、この金額が131万9,415円。電柱使用料てところに内訳はどうかきのう質問したぎ、そういう答弁が返つてきたもんですから、今ここに書き留めとつとばつてん、そいからいけば調査後の1,600カ所といくつか太良は法定外のあれがあつたていうその中にだぶつたり何かしとるとのあつとばつてんそいからいきますと半分の箇所にしても、1か所にしても面積であの金額を使用料をだしているのか、そこらへんも広くずつとかける人もおれば、電柱ぐらいなしか借りとらん。そこらへんの対応の仕方とかまず最初何か所分かこの占用料は。

**○建設課長（土井秀文君）**

はい。お答えします。箇所はですね、電柱等は先ほど申しましたように128本で借用しとりますので、128件です。1本じゃなくて、128件ですので、1件あたり2本はいつたり3本はいつたりする箇所もございますので、それについては手持ちで資料がございません。

**○牟田委員**

太良町から支払っていると聞きよるとじゃなかと、太良町がもらっている分をここに法定外公共物占用料というふうに太良町が今のは歳入の質疑のとこやっけん歳入がそんく

らいあるけん、最初調査の段階の箇所から比べたら相当こいからいけばちょっと誤差が、町が払いよるとじゃなくて町がもらいよるとですよ。徴収しよると。

○建設課長（土井秀文君）

決算書で見れば額で言いますと 41 万 8, 107 円ですよ、その分に対しての件数で言えば 128 件ていうことですよ。

○牟田委員

こりゃそしたら調査時にあった橋をかけたりなんかああいうこと全部含めてこの徴収対象になっている件数が 128 件ていうことで理解してよかわけですか。

○建設課長（土井秀文君）

はい。そのようなご理解をお願いします。

○牟田委員

そしたらあの調査の中で、もう使用料をとる必要がないという後の千何百円かは徴収対象外で判断されているていうことですね。

○建設課長（土井秀文君）

はい。そのようなご理解をお願いします。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもって一般会計の審査を終了しましたが、見落としの点もあろうかと思しますので、時間を限定して総括の審議をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入ります。関係者の皆さんに入ってくださいのため暫時休憩いたします。

**午前 10 時 39 分 休憩**

**午前 10 時 51 分 再開**

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

**総括質疑**

○決算審査特別委員長（下平力人君）

それでは総括質疑を始めます。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ございませんか。

#### ○田川委員

行政実績報告書の59ページ上の方の②育英資金費ということで貸し付け状況とかございますけども、教育費ですね。平成25年度はですね、新規が高校で1人ということで継続が大学が1人で高校が2人とだんだんですね、前回もこの育英資金については話しがあったと思いますけども、だんだんこう利用する人も減っているんじゃないのかと、前は多分時期が悪いとかですね金額がちょっと少ないんじゃないかとかいろいろあるところが、話されたと思いますけれど、これまずあのだんだんこう去年と比べて減ってきているのはどういった原因だと思いますか。

#### ○学校教育課長（野口士郎君）

減っている原因といいますか、私どもで把握しているのは、他の育英資金のですね貸付を受けられていると、町の育英資金については重複した貸出しているか貸付けできませんので、そちらの方が借受者の方が判断されているものじゃないかなと大きな原因としてはそう思っております。

#### ○教育長（松尾雅晴君）

付け加えさせていただきますと、非常に育英資金を県が作ったときは非常に生徒数が多かったと。だから県の育英資金を受けるためには面接とかなんとも生徒数が希望者が多いときにはやっておりましたけれども、今や県のほうも申請をすればとおるといような時代で非常に生徒数が多いときのあれがあるもんですから、だからおそらくその数の中に県の資金の育英資金の中に入れなくて一生懸命勉強をしたいというその為にフォローするためにおそらく町の方でもそういうシステムを作っていたんだと思うしております。今や少子化で県の方の育英資金のあれでこどもたち面接とか何とかじゃなくて申請をすればほぼ間違いなくとおるといようなそういう時代で、しかも県の方が非常に金額的にちょっと町よりも多いといようなことで県の方の申請のこどもたちが多くなって町の方が減ってきたんだというのが現状だと思っております。

#### ○田川委員

今、教育長の説明にはですね、これ以外に使いがってのいいあるからそっちにいつているんじゃないかということだと思えるんですね。だとしたらもうこの町で育英資金をやる意義がですね、ずいぶん薄れてきたと思うんですね。ここはですね、一遍抜本的な見直しをしてですね、もちろんこれは農林漁業経営者の後継者をつくるためのものだと思いますけれど、そこらへんの枠を広げるとかですね、そしてまた給付額上げるとか、一遍です

よ、こう条例ありますけども、見直された方がいいんじゃないかと思えますけどもそこらへんどうでしょう。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

4月に育英審査会というのを持たせていただいております。その中でも委員さんの声でも今、議員さんおっしゃったような意見出ておりますので、前回議会で改正させていた分については償還がしやすい、そういう条例改正をさせていただきました。で、今度は貸付、その中でも多くの方が言われたのが、返済のとき借るときはいいけど返すときに負担になるというかそのへんの割合というかそういったとこをですね、今、おっしゃったように委員会でも出ておりますので、内部でまた研究して行きたいと思っております。以上です。

**○教育長（松尾雅晴君）**

すいません。先ほどちょっと言い忘れましたが、2年前になりますか、3年前になりますか高校の授業料が免除になったとそういう件もからみもその中にはあるだろうというふうに思っております。以上です。

**○田川委員**

今ですね言われたようなことをですね、考えてもらってですね、本町、人口減少問題抱えておりますので、こういったことでですね少しは流失を止めるという面もありますので、是非とも使いがってのいいですね、ものにしてもらいたいと思えます。以上です。

**○坂口委員**

それ関連してですけども、もう再度そういうふうで、この前いろんな問題があって少しはこう見直し借りやすいとかそういう見直しもあったわけですけども、今、田川君が言われるようにですね、いろんななんていうかな状況を踏まえてですよ、次の審査の今度また4月頃その会合があるときにはですね、もうちょこちょこかえんで、全部変えてピシャツとするということで新しい案をね、出せばどがんかなて思うとばってん。県とかいろんな育英資金関係ばこう調べてですよ。そして、こういもなくすていうわけにもいきませんのでですよ、やっぱいこいを使ってもらうごと農業従事者にせろ漁業従事者にせろそういう人たちもおるわけですから是非もうまたいっちょん変わらんごたつことに来年いっちょん残るような状況じゃ話しはされんけんさ、もう新しゅうかえいしゃい。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

今、おっしゃった件についてはですね、内部でもちろんつめていろんな情報を情報収集しながら前向きにですね、調査をさせていただき、最終的には委員会で承認を得るような流れになってくるわけですけど、そういったことで前向きな検討というか調査研究をさせていただきたいと思えます。

**○坂口委員**

この委員会には議長もはいつとつけんですよ。議会の中には議長も入って委員会の中におけるわけですから是非そがんふうなね取組ばしていただければと思えます。終わります。

### ○牟田委員

決算書の144ページ。観光費の中の備品購入費、白浜海水浴場、中山キャンプ場、竹崎城址展望台で各々35万5,527円と思ったら同じ品物かと思ったら中山キャンプ場だけ1円もって違うわけですよ、値段が。そいけん、同じ品物じゃなかつじゃろかと思うて、何を備品はどういうものなのかお尋ねします。

### ○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えをいたします。この3施設についてはですね、昨年教育委員会の方でAEDの一括購入をいたしております。それに伴い一括で購入している分につきまして、端数がどうしても生じますので、同一の機種で尚且つ仕様も一緒なものを購入しておりますので、この端数で1円という金額が生じております。以上でございます。

### ○牟田委員

品物はAEDの（「AEDの品物です」と呼ぶ者あり）同じ品物ね（「同じ品物です」と呼ぶ者あり）

### ○川下委員

こいの年度別の超過んどば見よったらですよ。総務の方ががばい1,280時間もですよ、結局超勤になつとつとですけど、こがんですよ無理な超勤をさせんでももうちょつとこう人間を増やすとかですよ。毎原課長に聞いたかとばってん。まちかつとなんとか対策的にですよ、町長に頼んで人間を増やすとかそこんたいは何かこう考えたらどぎゃんですか。全体的にですよ、全部で11,700時間あまりですね、町全体で町の職員全体で超過があつとつとばってんですよ。雇用も含めてこがんとつと超過、超勤、超勤すつとやったらですよ、結局、超勤時間うちらも一緒ばってんが会社にも一緒やって思うばってん。1.25かけんばいかんですもんね、普通のあい。そしたら料金的にも高くなるけんですよ。できればこう雇用も考えた部分ですよ。毎原課長が置き土産じゃなかつばってんそこんたいば町長に進言したらどがんかなて思うとばってんどうですかね。

### ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。きのうもですね、若干申し上げたんですが、まず今、選挙のですね超勤ていうのをに入れてなかったんですが、ことしに限ってちょっと入れて計上をしたというのがあります。で、その昨年度は参議院議員通常選挙がですね、7月にあつてですね、その分が大体職員全体で338時間この1,280時間のうちに338時間くらいやってるんですよ。で、もう1つ県の操法大会があつたもんですから、その訓練で大体6月3日くらいから週4日ですね、2カ月間やったもんですから、そういうので昨年度と比較したらかなり上がったということでございます。その超勤が総務課がひどく働かせたとかしているということじゃなくて、その仕事が特別に増えた年であつたというご理解をお願いしたいと思います。

## ○川下委員

そしたらですよ、来年度も町長選もちろんあって、私たち町会議員も県議会議員さんもあるわけですよ。そしたら来年も結果多いわけですよ。そしたら臨時雇用を増やした方がいいもんか町の職員として入れるとがよかもんかですよ、そういう部分も含めてこい全体ですよ。1万時間以上じゃなかですか、普通実際週に40時間ていうのが今、言われてですよ、計算していったらですよ、かなりの人間を入れんとうまくないと思うんですけどもそこらへんはどうですか。

## ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。その超勤についてはですね、その人間を例えばその分どれくらいが適当か分かりませんが、入れたからですよ、劇的に減るとかまずそういう問題じゃなくて、例えば選挙に関しては、選挙運動期間に期日前投票とかあるわけですね、そういう時に職員がやっぱりちゃんと残ってですね、いなくちゃいかんような形なつとるもんですから、それでそれに何人でも投入してもですね、ただぐるぐる担当者がかかるだけの話で超勤自体は全然変わらないというそういう状況になったりするもんですから、その仕事仕事によって分散出来る物と全然分散できないものというかですねそういう観点もありますし、去年は江口議員からもこい職員増やしたがよかじゃなかかいてというような意見もいただいております。それで、そういう方向で町長の方も副町長の方もですね、言うてもろとるけんが、そういう方向で行きましょうていうことでおっしゃってはいただいてるんですが、それを急に増やすていうわにもいかないもんですからですね、徐々に増やしていこうていうことではがしかしどれくらいが適性かとののはですね、ちょっとなかなか難しいところがあるとご理解をお願いしたいと思います。

## ○川下委員

町長にお尋ねですけれども、優秀な毎原課長がなくなると、おらんごとなると。1人で働きようしゃっけんですよ。そこらへんでこうそうどうですかね、多少新規の方を採用とかですよ。そこらへんの計画はどうですか。

## ○町長（岩島正昭君）

いつか議会等々でもお話したと思いますけども、ことしが1人、来年在1人か2人、再来年在3人という一気に5人か、どんどんどんどん一気に辞めるわけですよ。やむっていか定年ですね、だからその年で今までは4人辞めても1人、3人辞めても1人でそして人間を減らしてきよったんですけども、もうことしあたり去年あたりから、ことしも3人と1人とうような保健師で、段階的にこう人数をもとに戻すような計画を今指示をしております。一気に10人もいくらもできんもんですからね。補充で。5人辞めたけん5人親採入れた場合はとても駄目ですから計画的にそういうふうななされる人間の調整はしていきたいと。

## ○江口委員

今、同じ超勤のことについての質問ですけど、私、昨年こういろいろ言いましたけども、職員さんの健康のことを考えて昨年も質問しましたし、昨日も言いましたけど、こい見てもみますと病院は別にしてですね、平成23年から平成24年に関してはことごとく増えとうですもんね。そして去年あいだけいいましたけども、平成24年から平成25年は変わらんでももんね、時間的に。そして尚且つ私が健康上やっぱり私の経験上年間250時間以上はちょっと差しさわりのあるんじゃないですかということを言いましたけども、それも平成24年度は6人、平成25年度も6人ですもんね。ただその課によって250時間を超えるところがなくなったところもあります。でも、後は、総務課は1人増えてますけども、同じですもんね。だからやっぱり健康を管理して250時間ということ町職は上限なしていうことと言われましたけども、やっぱりそれでも300くらいが限度じゃなかかと思えます、私としては。だからやっぱり今されている課に10人おつても1人か2人の人が特別に見てもらえば分かると思います。オーバーしてます。それであるならばやっぱり仕事の分担をするか、分け合うていうこれねそういう方法をとられるか。ここにこれだけおれるからはっきり言いますけども、これ私の経験上ですけどもその人についての時間外か。言いよる意味分かるですかね、私の経験上いってます。その人はどこの課に行っても同じ時間外をします。私、経験上言っています。そこらへんを考えるとですね、そういう方がおられると私は言っていないんですけど、そこらへんを考えると対応するごとは先ほど川下議員さんの意見じゃないですけど、置き土産として統括課長さんとしてどのように思われるか。ちょっとお聞きします。

## ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。今、江口議員がおっしゃった件につきましてはですね、これは超勤を考える上では永遠の課題みたいなところがあってですね。人につくかそいともその場が忙しかったのかていうことなかなか見分けがつかないというところがずっとあるわけですけども、1つあまりにも同じ先ほど言ったように選挙があるとか特別の事業が出てきたとかそういうのを除いてですね、前年度の例えば職員と今年度移動した後に変わった職員が非常に長くなっているとかですね。そいも1年目はしかたないんですけども2年目以降くらいずっと同じくらいの移動した時期で同じくらいの時間で行くということになると、これはもうあきらかに能力の違いかですね、あるいはその人についた超勤でやってるかていうそういう判断をせざる得ないようなところがあるところがあるという認識はしています。で、それを解決するていうのはですねなかなか難しいんですけど、1つの方策としてはですね、そういうふう考えた場合については、異動ですね異動をかけてしまうというそういう方策もあるというふうになんか考えております。もし、精査してみてもそういうことであれば、移動をやるのも1つの手ではないかなという感触でおります。以上です。

## ○江口委員

今、言われたごとですね、災害とかなんとかがあつてですね、その分選挙も一緒ですけど時間外増えるのはわかります。そりゃどこでもあることです。それであってもですよ。災害かなんか建設課の分については1人もおらんですもんね。もう具体的に言うてみたら、普段事務的な仕事をしてですよ、先ほど言われたごと。日々同じような仕事の繰り返しであつてですね、5時なつてから机の上に書類を広げる、こりゃ私の経験上ですよ。そういう人がここにおられんか知りませんが、そういうことがあつたけんですね、やっぱり今、言われたごと1年目は100かかつても次の年同じ仕事したら85か90くらいでさばけて行くのがあたり前だと思います。そして私は何回も言いますが、健康をね今ぎゃんいろいろあつて、鬱とかなんとかこと言われて、最終的には町の責任出てくるですもんね。労災か何かていうた場合調べられます。だからそこらへんは、してもらつてそして最終的にはですよ、時間外は多分本人さんの申出で、課長さんが認めるていうことでしょう。多分ここは違くないと思います。だから本人の申し出ですからですね、やっぱり去年はいろいろ課長さんにどういふふうか聞きましたけども、全体的なことであつたけんですよ。やっぱり課長さんはその人の仕事の中身を把握してですね、やっぱりあて思ったときにはよそから応援もらうとかそれに詳しい人たちもおらそうけんですね、そういうやり方をしてですよ。やっぱり最終的には健康がですよ、第1やけんてそこらへんを考へてもらつて、やつてもらいたいと思いますけどもいかかですか。

## ○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。確かに年間250時間あるいは300時間を超えるといふこになつてきますと、それは永遠10年も続けばですね、体のどこかに異常が出てくるといふようなことが有り得ると思います。で、そのどうやつてそれを防いでいくかていうことにつまましてはやっぱり担当の課長さんがですね自分の部下がどれくらい月々やつていふのかていふのを把握していただいて適正な指導あるいはこれを緩和するためにどうしたらよいかていふことを町長、副町長なりに相談をして、じゃあこいふ対策でいこうといふこいふ話し合いもしていくていふことが必要だと思ひます。これはもう各課の担当の課長さん、管理職なんでそれを行つていただきたいといふふうに思ひます。

## ○副町長（永淵孝幸君）

今の話しでですね、昨年江口議員から超勤について、そして健康上の話しがありまして、今超勤のカード私まで回つてくるようになっております。最終的に私が見るわけですね、そんなとを見てて多い人がいるわけですよ。あんまいぎゃんさせよつて大丈夫かいといふようなことで、担当課長、係長来てもらつて、こい分散できんとねとかいふ話しも今実際しよるわけですね。しかしどうしても分散できんていふ部分もある。聞いてるなかであります。しかし、健康上でもしもじゃこの人が1人しかできんとに病気したときは他

のものはしわえるとかいと、そぎゃんときはまっと大変になるとじゃなかって、もう少しでできる他の課からもできんかというふうなことをやってみてはて話しはっております。そしてもう1つですね、先ほど川下議員からは、職員の増の話しされたんですけども、そのへんについてもですね、先ほど町長が言われたように、実は総務課長と協議をしまして町長に相談しました。町長も先ほど言われたようにですね、やはりいっぺんに行かんとうような、年次立てて何年頃にどのくらいの退職者がでるのか、今の仕事から見てですね、本当に適正な人員なのかよう精査をせろというようなことがありますて、それをしながらですね、まだ完璧じゃないですけども、そういったことを町長までまだ完璧な資料じゃないですけども、今からお願いしていかんや部分もあるのかなというふうなことは思っています。今、出向とかなんとかも結構行っておりますので、5名くらい出向させております。ですからその分は今までおった分が、出てしまったわけですから、そういったところも考慮してですね適正化計画ですか、そこらへんを作って行きたいというように考えております。

#### ○総務課長（毎原哲也君）

もう1つ言い忘れたんですけども、毎年定員管理調査というのがあるとですよ、県レベルのヒアリングなんですけども、定員管理もなんですけども、実態調査等もありましてですね、その中で今まさしく太良町が陥っている悪循環というのがですね、職員が少ない、まず少ない。で、職員が少なくなると超勤が当然増えますと、超勤が当然増えるということは有給休暇取得日数が極端に少なくなってくるというですね、うちがおそらく有給休暇の取得率でも県下最低だと思えるんですけども、そういう悪循環におちいるですもんねと、職員が少なくなったらそういうところにおるという今、太良町の職員がですね。そういう認識をもっているところがございます。以上です。

#### ○江口委員

今、副町長が言われた確かに昨年の質問したときに今後三年間ぐらいで今の課長さんたちが辞めていかれるのを考えて職員を増やしますという町長も答弁をもらいました。でも今、いろんな意見を聞いてですね、確かに一昨年は500時間超えたとおつとですよ、昨年おらんですもんね。424時間ですかね。最高。でもやっぱり先ほど言うたごと300時間くらいが限度じゃなかかなて私は経験上思うんですけども、そしていろいろ原因をしてみれば、私がちょっと言いましたけど、人間についてさるきよるとじゃなかとかいて、悪か言い方ですけど、それであるならばやっぱり今、副町長が答弁されたばってん、やっぱりその本人さんと副町長いれてやっぱり仕事の中身とか健康状態とかですね訊ねてもろて、やっぱり仕事がこんだけ急ぐわけよね、どうしてもというたらそこらへんもやっぱり考慮して副町長と話せばすればすね、課長範囲だけでもなかけん、そこまで副町長まで印鑑が届きよるていいよらすけんですよ。やっぱりそこまでは把握する印鑑を打つ以上は副

町長は責任があるけんですね、そこまで話しをしてもらってですねなるだけやっぱり福祉とかなんとかいっぱいあっとて町の中から病人どん出せばですね、話しにならんけんですよ。そこらへんを考慮してもろうてですねやっぱり対応してもらいたいと思います。もうよかです答弁は。

### ○坂口委員

関連してですけども、非常に今、企業過労死が問題になつとるし、そういう問題を出しておりますけれども。ある企業はもう例えば5時なら5時、6時なら6時ですね、例えば1時間、そいでピシャって帰れというような状況できょうは全課長さんが、見えておられますからですね、そのへんば例えばもうある程度のところで課長が帰れてこう指示をすれば、残った部分もあろうかと思えますそりゃそいとして。あいどんそういう早めにていうか時間なら時間ないプラスちょこつとにしても返すような企業もどんでてきている状況たいね最終的にそういう過労死とかなんとかが問題になってくれればよ。新聞に載って太良町はこがん働かせよるていう問題にもなってくるしですよ、いろんな問題が出てくる。そのへんは皆さん言われるようにですね、いろんな職員を増やすとも手でしょうし、増やしたばかりじゃ実際いうて一番最初我々が入るころは、いろんな職員の人手不足かどうか別としていろんな機器ば導入したわけね、コンピューターにせろなんにせろそのなんていうかな、「人員減でしょう」と呼ぶ者あり）そのためにいろんな機器を導入した。その結果そんないその効果が非常に表れんやったね、当時は機器を導入した割にはそぎゃんやって全部こう職員あたりも入れた部分もあるわけねそいはそうのこの言いよっとじゃなかとでしょうけど結果的にはその機械化した割りにあ能力のなかつたいて減らんやった部分もあつて、議会はそういういろんな超勤の問題あたりにいつてきたわけたいね、やはりそのそいけんていうてここ何年間でちょっと聞きたかつたとばつてん何年間で超勤あたりが解消されたかていうぎとほとんど解消されていないような状況たいね、やはりあの課長さんたちはやっぱりその人人を見ながらそりゃ特に本人も含めて課長含めてねやっぱりなんていうかなもうある程度の時間なるぎと積み残しは積み残してさあさあつと一応それを習慣付けていくぎとね自然に余った分については課によってあとから処理することもできるやろうしき、まずそのある程度の時間で返すことばまず目的としてね、その習慣付けばして行けば自然にある程度のこう対応のでけていくとじゃなかかなと、我々もいろんな企業の人から聞いたなんかするとばつてん、そういう対応をしよると。そんならその時間外労働は悪かとかよかとか我々は言いよらんとよ。あいどんそぎゃん習慣付けていけば自然に皆さんがそういう働きをしながら自然に時間に帰っていくと習慣付けが必要じゃなかかなとそいけんここにおる課長さんたちは特にその課のトップやつけんねそこんにきで課長会あたりで会合を開いて総務課長さ、やっぱり意思の疎通はピシャツとしてこぎゃんしましよて。例えばこの時間は5時までなら5時までプラス30分以内に全部帰してしま

うというような、選挙とかなんとは別よ、特別などは関係なくして普通のね仕事の中でそういう考え方をして行けばねある程度こう意識付けば1年、2年でしていけばそういうふうにしみついて全体的にしみついてくっちゃなかかなて気はすつとばってんね。総務課長としての立場もねここであんたピシャってしとけば、総務課長がピシャって言うてやっばい太良町はそういう全体がこう30分以内にねプラス30分以内帰すていう太良町は素晴らしい役場になったなていわれるように。

### ○江口委員

ちょっと一言町民の声ですのでさっき言うと忘れとったですけども、町長、副町長にお願いしたかとですけど各54、55あるですね各地区が、それで、役場の職員さんにちょっと夕方都合を付けてくれとか何とか言ったら、仕事が忙しくて時間外をしなくちゃいけんと、こられんと事実2つの課長さんに私はちょっと直接話をしております。でも課長さんたちの答弁はそりゃそこでする話し合いでしょうという回答もろたっですよ。でもやっぱり町民はそういう目線じゃなかですもんね、そいけん嘘か本当か知らんとばってんがそれに付け加えられたとが時間外ばすれば1時間2千円、3千円にもなるて。そい本人が言うたか確認してませんが、そういう声があるけんですよ。そこらへんも考えてもらってやっぱり住民さんとは上手にですね、やっばい集落は集落でやっばい付きおうていってもらわんぎんですね、何かにすれば町の職員はという言葉が出てくるけんですね、そこらへんはやっぱり何かの都合の時に町長の方から職員の方に通達をお願いしたいと思います。そりゃもう私の質問だけで。未収金のことなんですけど、未収金をここにのっている未収金をトータルするとおおよそ7,000万円ですね、税務課長集計してあつてですか全部。ここにのっと。私はこいしかもたんけんばってん数は7,000万円よかですかね。よかですよ。2回計算したけん間違いなか………（「そいは多分税だけじゃじゃないと思います。」と呼ぶものあり）全部ですよ。これののっとて言いよったい、よう聞いとってくんしゃい。ここ足した分を計算していいよるとやっけんて、だからそいだけの金がねやっぱり町の1.3パーセントくらいなたいね、財源の。そこの分についてはね、やっぱり督促とか何とかされてはいますけど、やっぱり金額をトータルすればこれだけの金になりますので、やっぱり徴収の方に努めてもらいたいと思います。それとですね、これは言うちゃ悪かて思うばってん町がどこでは言いませんけど先ほどちょっと税務課長には言いましたけども、サラリーマンの人たち20万超えて別の収入があつたら申告せにゃいかんですよ、でもやっぱり町のいろんなあいをされとる中で、それ以上の収入、職員じゃなかですよ、これは。町民ですよ。収入があられる方があると思います。そいは町が関わりおうとる工事やけん同じ町内であつてですよ、この話ば税務課の方にこういう所得がありますて言えばですね、税金の徴収漏れもなかとて思うとですよ。そこらへんから考えてやっばい横の連絡が全くないのかなと思うとですよ。だから極端な言い方すれば時間外にもありますけど、や

っばいお互い分かっておればちょっとかせしてくれんかなんかてことば、上司に相談すれば出来ることやっけんですね、そこらへんを考慮してもろうてそういうふうな徴収漏れがなかようにしてもらいたいと思いますけどもいかかですか。

#### ○税務課長（大串君義君）

税については本人の申告ということで、本人申告をしてやるわけですが、確かにですね本人さんの申告漏れていうのは、多々あるということと、町で支払った分の申告がないというようなことがですねあれば当然申告の指導をするというようなことも当然必要なということで、各課の皆さんの支払いについてもですね極力注意して申告状況を調査をするわけですが、江口議員さんの言われるとおりですね、漏れというのが確かにあったというふうに認識をしておりますので今後そこらへんをちゃんと申告漏れ等がないようにですね、指導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○江口委員

私が言いよる気持ちを分かって欲しかつてですけど、私はだれでもが税金を払いとうなかと、でもやっぱり義務じゃあるけんですね、そこらへんはやっぱり町民私たちを初めとして全部がやっぱり税金を払う義務があるて所得があつたらですね、やっぱりそこらへんは、きれいにやっぱり町民全てが自覚してですね、すればおのずとこういう滞納なんかもなくなると思いますけどもほんな一歩始まりですけども、そこらへんは心がけてやってもらいたいと思います。もうよかです。私の希望ですから。

#### ○牟田委員

今、江口議員とのやりとりば聞いとって特殊な人だけ超勤が増えるのはちょっと我々とは全く仕事の内容が違うけんが、我々の仕事が管理職の人間がおらんときには1人でも、作業が出来るごとルールとして決まっとる。それを、やっぱり同じ企業でするならその課の人がだれか1人仕事がさばけんていうなら、同じ課の人が全部でその仕事ばして済ませて帰るてごたる方法じゃなかったら管理職がずっとそれについてねその人がどうかあったときもちゃんと管理職、管理職はそのための責任をおうてるわけですから、管理職じゃない人だけ残して仕事ばさせよること自体がおかしいことであって、もし管理職は時間で帰るてことになれば管理職が帰る時間までにその課の作業は全部済ませて帰るていうような最低そのくらいの考え方してもろわんと。そして、我々の仕事みたいに中学校出もおれば小学校出も小学校今、おらんけんばってん。この公務員さんは公務員試験にみんな合格されて人たちがばっかいで、一定のレベルはあるはずですからその課の仕事がこの人じゃなかにぎにゃしいきらんていうごたる自体が、町民から考えたらおかしい話しですよ。それと、3年か4年かぐらいでずっと各課回っていきよって、ある程度の年数になったら、大体全ての課を回るていうローテーションシステムになっている作業場でね、この人じゃなからんぎにゃこの仕事がでけんていうこと自体が我々からしたら想像がつかんことやっ

けん、やっぱいそのところはね、管理職はおらんで一定の人だけいつまっでん仕事ばするていうごたっことはそりゃ今の世の中じゃありえないことですよ。本当は。そいけんそういうこと考えとったらその課の人がもしさばけんなら全部でひっかかって済ませてどうしてもその人がおそまで残ってでもすまかさんばいかんていう仕事ならですよ。ここで個人の能力は、さっき始め言うたごともうその一定の公務員試験は合格されたばっかいやっけん、そがんその人の個人的な能力、最終的にはそうなる面があるて思うばってん。そこまで高級な仕事、難しい仕事じゃなかって思うけん、そいけんそこところはそういうあがんとはやっぱいやってほしかね。特定の人に集中するやり方やなくですよ。やり方をそこらへん考えて欲しいなと思います。

#### ○副町長（永淵孝幸君）

今、牟田議員言われるとおりでですよ。それでそういった指導やっておりますけれども、どうしてもですね、ここは1人しかできない、聞いたときですね、例えば計画書作る上でその人だけしかちょっと今、資料集めとかなんと皆さん応援受けても実際それを作り上げる、打ち込むとかですね、私も聞きながらやっておりますけども、先ほど、江口議員も言われるようにやはりごっといそぎゃんせんばいかんとかないという部分的なこともありますので、そういったときにはこん人ばかいじゃのうしてぎゃんと他の人できんとなていう指導も今、やっておりますが今後もですね、そういったことを努めてやっていきたいとは思っております。

#### ○町長（岩島正昭君）

超勤のことですけども、るるこうお話しあっていますけども、まず私が、課長会議皆さんとおいでですけども、課長の管理職の仕事は職員の健康管理と仕事の分担、課内の、こいがお前たちの仕事ぞというふうことです、課長会議のとき申し上げておりますけども、本当はるるこう質問等がっておりますけども、超勤の確認カードは管理職がするんですよ。何時までしたとか。だから本来ならばそこまでおって管理職が確認してすつがほんなことですけどもね、健康管理面から言えば、今、心筋梗塞とかはやっ取るけんですよ。そいは管理職の仕事ですよ。それともういっちょね昔はこりゃ私どんがことばここで言うぎん笑われるかもしれんですけども、そういうふうな個人差の超勤のあったけんが、例えば1千万円なら1千万円6%のベタでバーって全部配いよったつですよ。超勤ば。そいで私は事業課やっけん9時以降になっぎんちゃんぽんば1杯食うてよかと、2杯食うたもんのおったけんたいてがられたいなしたいしたもんね。そいけんもう職員は5時なるぎんしてもせじももらわれるとですよ自動で。そいば毎原課長、6%にされんとなていうてちょっと話したこともありますけども、だからそういうことていうことともう1つは課内の縦割りはいかんとかさっき話あいよったごと、やっぱい全体でやっぱい決済板もね、なんなん係て係だけ打ってきよつとあつたと、ほかんもんには見せんじ。だいでん課内は知

っとかんばいけんと。言いよつごと見直しも係外でもねしている状況です。それともう1つはなんなん係、課長、係長また別として係はねこん人はもうさばけんて思うたら課長の采配で係ば変えてよかったですよ。課内だけ、どこさんやいやらん以上は、その人の能力ば見て。こりゃごつとい残業してさばけんけんこいさばくっけんこい入れ替えようかという係はね、課内移動はできますからね、そこらへんも管理職ももっと徹底してね、やってもらいたいと私もちょっともう名前まで見とらんばってんが、やっぱある程度名簿ば見てどの人がどれだけの仕事をしよるかということでそういうふうな課が一定数、何百時間でしといたないば、課長、係長、担当全部呼んでねそこんたい協議をして行きたいということ、そいと今、各課で朝のミーティングば各課でしよいさっですけども、そがんときですたい今、さばけんけんけんひっきゃでかせすればどうかてそがんためのミーティングですから、どがんミーティングしよるか分からんですけども、そういうふうなことがミーティングの始まりですからね、そこらへんも徹底してこう町長はじめ皆さんで管理職の教育指導にあたりたいと思います。以上でございます。

**○議長（末次利男君）**

一般会計全般か個別じゃなくてですね、この不用額についてですけどもあまりにもその不用額が多すぎるということで、予算ていうのはですね、町民との契約なんですよ、ある意味。これだけの事業をしますよという不用額が2億6,000万円発生しておりますね、全体で。こりゃおそらくどっちもどちらの見込み違いなのかですね、収入が必要以上にあって事業はちゃんとしたけれども、消化しきれんやったという不用額もありますし、制度しくみがね非常に大事は事業であるながらも制度しくみが使いがっての悪い事業になって、不用が発生したのかこういったのが全体的に検証をしてもらってですね、来年度に活かしていただきたいなど、あまりにも多すぎるですよ、これ2億6,000万円。大体半分くらい1億くらいはですねもちろん上下あると思いますけども。そういうことでちょっと感じておりますので是非ともそういった面も含めて予算執行にはですね十分配慮をしていただきたいなと思います。

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

討論ないので採決します。

議案第55号 平成25年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

異議なしと認めます。よって、議案第 55 号 平成 25 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了いたしました。お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては委員長に一任されました。

委員各位には 3 日間にわたり、終始慎重に御審議いただきありがとうございました。

それでは最後に、町長の御挨拶をお願いいたします。

**○町長（岩島正昭君）**

皆さんどうもお疲れさまでございました。3 日間の決算委員会でごございましたけども皆さんの口からいろんな貴重なご意見を拝見し、できるものはできるなりに改修をしていきたいというふうに思っております。超勤につきましては今、皆さんたちから集中的にこう質問等々あったわけですけども課長会議等々開いてですね、次の課長会議で日にちがあきますからもうこういうふうなどは早急に検討せないかんですから場合によっては今日午後からでも総務課長ば課長、係長、係を招集して皆さんたちの今後の対策という形でもっていきたいと思いますので今後ともご指導よろしくお願ひしご挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

どうもありがとうございました。

これをもちまして、企業会計・一般会計等決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午前 11 時 42 分 閉会**

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人